

秋田公立美術大学構内緑地管理業務委託仕様書

秋田公立美術大学構内における緑地管理業務について、下記のとおりとする。

1 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

2 履行場所

秋田公立美術大学

秋田市新屋大川町12番3号

(1) 人力抜根除草

1,567.9 m² × 年2回

(2) 機械除草

芝刈機（グラウンド以外） 1,960.7 m² × 年2回

草刈機 2,792.2 m² × 年3回

(3) 除草剤散布

碎石・玉石部 1,662.3 m² × 年1回

生垣部 265.7 m² × 年1回

芝生地（グラウンド除く） 1,960.7 m² × 年2回

(4) 生垣剪定

928.7 m² × 年2回

3 実施箇所

別紙全体図を参照のこと。

4 実施時期

業務の実施日については、そのつど事務局と協議すること。

5 その他

(1) すべての作業において、草木等の運搬処理を含む。

(2) 業務を下請負に付すことは禁止する。